

(目的)

第1条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園並びに幼保連携型認定こども園の同項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師の養成課程を有する大学、短期大学等（通信制によるものを除く。）（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士若しくは幼稚園教諭等（以下「保育士等」という。）の資格の取得を目指す学生又は生徒に対し保育士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付け、その修学を支援することにより、桑名市における質の高い保育士等の確保に資することを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、桑名市とする。

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付対象となる者は、養成施設に在学し、桑名市内の認可保育施設及び幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。）（以下「保育施設等」という。）において将来保育士等として働く意思がある者で、他の保育士等の養成を目的とする貸付けを受けていないものとする。

(貸付期間及び貸付額)

第4条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、月額5万5千円以内とする。ただし、1人につき132万円を限度とする。

3 利子は無利子とする。

(貸付申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市保育士等修学資金貸付事業申請書（様式第1号）、桑名市保育士等修学資金貸付事業（推薦書）（様式第2号）により、貸付けを受けようとする年度の6月末までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、申請期間を延長又は変更することができる。

(連帯保証人)

第6条 申請者は連帯保証人を1人立てなければならない。

2 申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、当該申請者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホーム（以下、「児童養護施設等」という。）に委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等を、法定代理人による連帯保証に代えて差し支えない。

3 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と極度額の範囲内で連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 市長は貸付けの申請があったときは、申請内容を審査し、貸付けの可否を決定し、桑名市保育士等修学資金貸付可否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(貸付けの請求及び借用書の提出)

第8条 修学資金の貸付けを可とする旨の通知を受けた者（以下「借受人」という）は、桑名市保育士等修学資金貸付請求書（様式第4号）及び桑名市保育士等修学資金借用書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

(変更届出の義務)

第9条 借受人に変更事項が生じたときは、桑名市保育士等修学資金借受人変更届出書（様式第6号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 借受人が死亡したときは、その相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(現況報告書の提出)

第10条 借受人は、貸付期間中及び、返還完了又は返還の債務が免除となるまでの期間の毎年度末の状況を、桑名市保育士等修学資金貸付事業現況報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(貸付けの停止及び解除)

第11条 市長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の期間において、修学資金の貸付けを行わないものとし、桑名市保育士等修学資金貸付停止・解除通知書(様式第8号)により通知する。この場合において、貸付けを行わない期間の修学資金が既に貸付けされているときは、当該修学資金は、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸付けされたものとみなす。

2 借受人が、次のいずれかに該当するときは、貸付けを解除し、資金の貸付けを行わないものとし、桑名市保育士等修学資金貸付停止・解除通知書(様式第8号)により通知する。

- (1) 借受人が貸付期間中に桑名市保育士等修学資金停止・解除申請書(様式第9号)により申し出たとき。
- (2) 貸付対象の条件を満たさなくなったとき。
- (3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(返還の債務の免除)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

- (1) 死亡又は障害により借受人が、貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
  - (2) 借受人が長期間所在不明となっている場合等により、修学資金の返還を請求することが困難であると認められる場合であって、返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部
  - (3) 市内において第4項に規定する業務に2年以上従事したときは、返還の債務の額の一部
- 2 前項各号に規定する債務の一部免除の額は、修学資金の借入金額に保育所等における勤務月数を乗じて得た額を第4項に規定する免除における従事すべき年数を月数に換算した数で除して得た額とする。
- 3 市長が次項又は第5項の規定により、修学資金の返還の免除をする場合、借受人は桑名市保育士等修学資金返還免除申請書(様式第10号)による申請を行い、市長から桑名市保育士等修学資金返還免除決定(却下)通知書(様式第11号)により免除決定を受けなければならない。
- 4 養成施設を卒業した翌月から起算して1年以内に保育士登録を行うなどにより、市内の保育施設等に常勤の保育士等として雇用され、かつ、継続して保育士等として従事(私立認可保育施設、私立幼稚園(認定こども園の幼稚園部分を含む。))においては3年間従事、他は5年間従事。休業期間を除く。)した場合は、返還の債務を免除するものとする。
- 5 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により前項に規定する業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務従事期間には算入しない。ただし、従事する事業所における人事異動等により、借受人の意思によらず、市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。
- 6 前2項に規定する業務従事期間の計算においては月を単位とし、業務に従事した日の属する月は、その月を1月として期間に算入するものとする。

(返還)

第13条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月の据置期間を経過後、あらかじめ市と協議のうえ桑名市保育士等修学資金返還計画書(様式第12号)を提出し、桑名市保育士等修学資金返還計画承認通知書(様式第13号)により承認を受け、5年を限度とした期間内に返還しなければならない。ただし、当該据置期間中であっても、返還計画に基づく返還の開始を妨げない。

- (1) 修学資金の貸付が解除されたとき。

- (2) 養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 前条第4項に規定する業務に従事しなかったとき。
- (4) 前条第4項に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(返還の猶予)

第14条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができる。この場合において、借受人は桑名市保育士等修学資金返還猶予申請書(様式第14号)による申請を行い、市長から桑名市保育士等修学資金返還猶予決定(却下)通知書(様式第15号)により猶予決定を受けなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けを解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(延滞利子)

第15条 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、延滞した日の時点の民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率による延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等を徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(市の財政措置)

第16条 この事業の実施に必要な貸付原資は、市の予算の範囲内とする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和7年8月8日告示第207号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

桑名市保育士等修学資金貸付事業申請書

年 月 日

(宛先)桑名市長

桑名市保育士等修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
なお、貸付けを受けるにあたっては、桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱を  
遵守し、養成施設卒業後は桑名市内の認可保育施設及び幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。）  
において、保育業務に従事することを誓います。  
修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期間までに返還します。

貸付申請者氏名(自署) \_\_\_\_\_

フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日生( 歳)	
住 所	〒 自宅電話( )/携帯電話( )	
本人の履歴		
貸付希望金額	貸付期間	年 月から 年 月まで か月
	月額	月額 円
	合計	円
養成施設		
他の貸付け の申込	有・無	資金の名称

様式第1号 裏面(第5条関係)

生計を一にする家族の状況				
氏名	続柄	年齢	職業・勤務先等	備考
	本人			

貸付申請者が桑名市保育士等修学資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを誓います。

連帯保証人 年 月 日

住所	〒 自宅電話( )/携帯電話( )		
氏名	印		
生年月日	年 月 日	貸付申込者との関係	

添付書類

- 桑名市以外の住所のとき 住民票(本人)
- 連帯保証人の印鑑証明書
- 養成施設の作成する推薦書(様式第2号)

様式第2号（第5条関係）

桑名市保育士等修学資金貸付事業（推薦書）

年 月 日

（宛先）桑名市長

養成施設  
所在地

法人名  
施設名  
代表者

印

下記の者は、桑名市保育士等修学資金の貸付けを受ける者として、適当と認められますので推薦します。

記

氏名		在学年	
入学年月	年 月	卒業予定	年 月
特記事項			

様式第3号（第7条関係）

桑名市保育士等修学資金貸付可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市保育士等修学資金の貸付けの可否について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 貸付け可とします。

貸付金額	月額	円
貸付期間	～	

2 貸付け不可とします。

様式第4号（第8条関係）

桑名市保育士等修学資金貸付請求書

年 月 日

(宛先)桑名市長

借 受 人  
住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で貸付決定のあった桑名市保育士等修学資金の貸付けについて、  
桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第8条により請求します。

1 月額 円

2 請求月額 年 月 ～ 年 月分( か月分)

3 請求金額 円

4 振込口座

金融機関	銀行 農協 金庫	本店 支店 支所
フリガナ		
口座名義		
口座番号	1普通預金 2当座預金	

様式第5号（第8条関係）

桑名市保育士等修学資金借用書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

借 受 人  
住所  
氏名 印

連帯保証人  
住所  
氏名 印

借受金額 円  
(借受金額内訳 )

極度額 円

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた修学資金について、上記のとおり  
借り受けました。

なお、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期間までに返還します。

様式第6号（第9条関係）

桑名市保育士等修学資金借受人変更届出書

年 月 日

（宛先）桑名市長

借受人  
住所  
氏名  
電話番号

借受人について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。  
また、連帯保証人は、次の変更について承諾しています。

項目	変更内容			
氏名	新		旧	
住所	新		旧	
連絡先	新		旧	
修学状況	新		旧	
就労状況	新		旧	
	新		旧	
修学資金を必要としなくなった	理由			
変更年月日				

修学・就労状況が変更の場合のみ、養成施設・就労先の証明も必要となります。

証明欄	所在地 年 月 日 法人名 施設名 代表者 印
-----	-------------------------------------

様式第7号（第10条関係）

桑名市保育士等修学資金貸付事業現況報告書

年 月 日

(宛先)桑名市長

借 受 人  
住所  
氏名  
電話番号

次のとおり 年3月31日時点及び 年度1年間の状況を報告します。

区分		期間
学生	修学	学科
	休学	理由
	停学	理由
	その他	内容
	3月31日時点	卒業・修学・休学・停学・その他
証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 養成施設	
	年 月 日	所在地 法人名 施設名 代表者 印
就労者	在職	
	休職	
	その他	
	3月31日時点	退職・在職・休職・その他
証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 保育所等	
	年 月 日	所在地 法人名 施設名 代表者 印

備考 卒業される方は、卒業後の就労状況（予定）を就労者欄に記入し、そのことを証明できる書類を添付してください。

様式第8号（第11条関係）

桑名市保育士等修学資金貸付停止・解除通知書

第 号  
年 月 日

様

桑名市長 印

桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第11条により、下記のとおり停止・解除したので通知します。

記

1 貸付け停止とします。

停止月	～
停止理由	

2 貸付け解除とします。

解除月	～
解除理由	

様式第9号（第11条関係）

桑名市保育士等修学資金停止・解除申請書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

借 受 人  
住所  
氏名

印

桑名市保育士等修学資金の停止・解除を受けたいので、桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第11条により、申請します。

借受金額	円
停止・解除事由	
養成施設名	

添付書類  
停止・解除事由のわかるもの

様式第10号（第12条関係）

桑名市保育士等修学資金返還免除申請書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

借 受 人  
住所  
氏名

印

桑名市保育士等修学資金の返還の免除を受けたいので、桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第12条により、申請します。

借受金額	円
返還免除事由	
勤務保育施設名	
従事期間	

添付書類  
免除事由を証明する書類

様式第 1 1 号 (第12条関係)

桑名市保育士等修学資金返還免除決定 (却下) 通知書

第 年 月 日 号

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市保育士等修学資金返還免除申請書について、桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第12条により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 返還を免除します。

貸付金額	円
------	---

- 2 返還を免除しません。

様式第12号（第13条関係）

桑名市保育士等修学資金返還計画書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

借 受 人  
住 所  
氏 名

桑名市保育士等修学資金を、次の計画のとおり返還します。

借受金額	円
借受期間	～
返還金額	円
返還事由	
返還方法	一括払い ・ 月賦( 回払い)
返還期間	～

様式第13号（第13条関係）

桑名市保育士等修学資金返還計画承認通知書

第 号  
年 月 日

様

桑名市長 印

年 月 日付で提出のありました計画を下記の通り承認します。

記

借受金額	円
借受期間	～
返還金額	円
返還事由	
返還方法	一括払い ・ 月賦( 回払い)
返還期間	～

様式第14号（第14条関係）

桑名市保育士等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

借 受 人  
住 所  
氏 名

印

桑名市保育士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第14条により、申請します。

借受金額	円
猶予金額	円
返還猶予事由	
返還猶予期間	～
返還済額	円

様式第 15号 (第14条関係)

桑名市保育士等修学資金返還猶予決定 (却下) 通知書

第 年 月 日 号

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市保育士等修学資金返還猶予申請書について、桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第14条により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 返還を猶予します。

猶予金額	円
猶予期間	～

- 2 返還を猶予しません。

様式第1号 (第5条関係)  
様式第2号 (第5条関係)  
様式第3号 (第7条関係)  
様式第4号 (第8条関係)  
様式第5号 (第8条関係)  
様式第6号 (第9条関係)  
様式第7号 (第10条関係)  
様式第8号 (第11条関係)  
様式第9号 (第11条関係)  
様式第10号 (第12条関係)  
様式第11号 (第12条関係)  
様式第12号 (第13条関係)  
様式第13号 (第13条関係)  
様式第14号 (第14条関係)  
様式第15号 (第14条関係)